

令和3年度
県産木材を利用した新築住宅の補助
佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業



補助金交付募集要領（1回目）

一般社団法人佐賀県木材協会

- 一般社団法人佐賀県木材協会では、県の補助を受けて県産木材をふんだんに利用した民間住宅の木造化を応援するため、『ふるさと木材利用拡大推進事業』の補助金交付対象者を募集しています。
- この募集要領をよくお読みになり、ふるってご応募ください。
- 今回の募集は1回目であり、2回目は9月～10月に行う予定です。

※佐賀県産木材地産地消の応援団に認定されている大工・工務店、設計事務所が施工・設計する木造住宅に限定して補助を行います。

佐賀県産木材地産地消の応援団とは

☆ 県内の森林で育てられ、生産された「佐賀県産木材」を県内で消費することを目的に、佐賀県産木材を使ったり、PRに協力してくれる企業・団体です。

※佐賀県産木材地産地消の応援団に認定されている大工・工務店、設計事務所は、下記のホームページに掲載しています。

よかウッド(<http://www.yoka-wood.jp/supporters/>)



目次

- その1 お申込みができる方は？ 2p
- その2 対象となる住宅の要件は？ 2p
- その3 補助の内容は？ 2p
- その4 募集期間と戸数は？ 3p
- その5 交付までの流れと申請期限は？ 3p
- その6 手続きに必要な書類は？ 4p
- その7 相談窓口と提出先は？ 5p

その1 お申込みができる方

次の(1)から(3)のすべてにあてはまる方は、お申込みをしていただけます。

- (1) 県内に居住するために新築する一戸建ての木造住宅の施主であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者に該当しないこと。

その2 対象となる住宅の要件は？

県内に建築される木造住宅で、次の(1)から(6)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。
- (2) 構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く。)の内、土台、大引、柱(間柱を除く。)、横架材(桁、梁類)、斜材(筋かい、火打材類)、小屋組(小屋束、棟木、母屋、垂木類)の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。かつ、外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること。
- (3) 佐賀県産木材地産地消の応援団に認定されている大工・工務店、設計事務所が施工・設計する木造住宅であること。
- (4) 使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
- (5) 補助対象の住宅に申し込みをした年度の12月末までに完成する住宅であること。
- (6) さかの木の住まいコンクールに応募する住宅であること。

ワンポイント アドバイス

- ☆ 県産木材とは、佐賀県内の森林から産出され、県内で加工された木材のことをいいます。(ただし、県内で加工出来ない等特殊な物については、県外で加工された物も含まれる場合があります。)
- ☆ 県産木材であることを証明するため、「一般県産材生産履歴証明書」が必要となりますので、「さかの木流通管理センター(一般社団法人佐賀県木材協会内)」(Tel:0952-23-6181)で、発行の手続きを行ってくださいね。
- ☆ 合法木材とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされたことが証明できる木材(合法証明書を付した木材)のことをいいます。
- ☆ 合法木材の証明については、合法木材認定事業体の認定を受けた木材販売者が発行する合法木材証明書(納品書【出荷伝票】に合法証明されたもの)を失くさないようにしてくださいね。

その3 補助の内容は？

- (1) 補助額は？

木造住宅の新築に要する経費:定額300千円/棟



その4 募集期間や戸数は？

※申込みが募集棟数を上回った場合は、抽選を行います。なお、今回の抽選に外れた場合でも、2回目の募集に応募することができます。

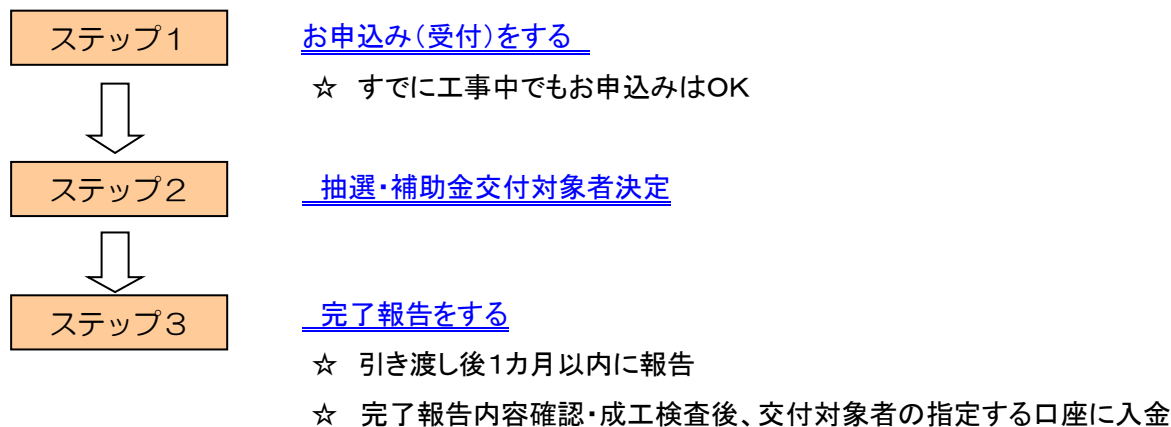
- (1) 募集期間 令和3年5月17日(月曜日)から令和3年6月30日(水曜日)まで
受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く。)
抽選日 令和3年7月6日(火曜日)午後 予定
募集戸数 30棟

ワンポイント アドバイス

- ☆ 受付時に申請書類が要件を満たしていない場合は、申込みが受付られないので、十分注意してください。
- ☆ 一般社団法人佐賀県木材協会が申込み記入方法等について、いつでも相談にのりますね。



その5 交付までの手続きと期限は？



ワンポイント アドバイス

- ☆ すでに工事中の住宅でも問題ないですね。
- ☆ ただし、申請に必要な書類が揃わないと、補助金の交付が受けられなくなるので、申込み前に十分確認しておく必要がありますね。
- ☆ 令和3年12月末までに住宅が完成しないと補助金の支払いができなくなるので、十分に注意が必要です。



その6 手続に必要な書類は？

ステップ1 お申込みに必要な書類は？

区分	名称	注意点
様式第1号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業補助金交付申込書	
様式第4号	事業計画書	
様式第5号	県産木材使用予定明細表	
様式第6号	誓約書(暴力団排除に関する)	
様式第9号	同意書(さかの木の住まいコンクール応募に関する。)	
(添付書類)	佐賀県産木材地産地消の応援団の認定証の写し	
	県税の納税証明書	県税事務所長(佐賀・唐津・武雄)
	個人住民税(市町民税・県民税)の納税証明書	居住地の市町長

ステップ3 完了報告に必要な書類は？

区分	名称	注意点
様式第7号	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業完了報告書	
様式第8号	完了報告書・別紙1(内外装県産材利用実績)	
様式第5号	県産木材使用明細表	
(添付書類)	一般県産材生産履歴証明書	さかの木流通管理センター
	合法木材証明書	木材販売者(合法木材認定事業者)
	引渡書(様式 任意)	
	工事請負契約書(写し)	
	完成写真(全景、内装)2~3枚程度	工事着手までに、撮影箇所を確認しておくこと
	通帳の写し(金融機関名・名義人・支店名・口座番号の記載箇所)	
	さかの木の住まいコンクール応募申込書(様式1)の写し	原本は応募要領に基づいて別途提出

ワンポイント アドバイス

- ☆ 申請前に、必要書類と注意点を確認しておけば、あとは安心だね。
- ☆ 申請様式は、木材協会のホームページからダウンロードできますよ。
- ☆ 記載漏れがないようにしてくださいね。
- ☆ 任意番号については、補助予定の30棟を超えた場合に抽選を行いますので、必ず3ケタの数字を記載してください。
- ☆ 連絡先については、日中連絡がとれる番号を必ず記載してください。



その7 相談窓口と提出先は？

☆ ご不明の点などございましたら、下記の窓口までお問い合わせください。

相談窓口及び提出先	郵便番号	住所	電話番号
一般社団法人 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄大字本庄 278 番 4 (佐賀県森林会館内)	0952-23-6181

- ☆ 皆さんの良質な住まいづくりのために、この支援制度を上手にご活用してくださいね。
- ☆ 完成した住宅は、よかウツドのホームページに掲載させていただく場合があります。
- ☆ たくさんのご応募をお待ちしています。

